

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和元年 8 月 21 日
東村山市議会議長あて

議席番号 18 番
質 問 者 小町 明夫

記

1 空き家対策を進めるために

- ① 東村山市空き家等対策協議会条例（以下条例）第 1 条の条文にある設置目的について、この間どのように進められたのか伺う。
- ② 市内空き家の状況をどのように分析しているのか伺う。
- ③ 空き家実態調査は毎年実施しているのか伺う。
- ④ 条例制定以降、市内における新規着工住宅戸数と空き家戸数の推移、状況分析は行われているのか、結果があれば併せて伺う。
- ⑤ 特定空き家認定数を伺う。
- ⑥ 集合住宅（賃貸・分譲）の空き家調査は実施しているのか、結果があれば伺う。
- ⑦ 集合住宅を除いて空き家を通年通して把握できるのは当市の場合、全品目戸別収集している業者であるが連携はされているのか伺う。
- ⑧ 「今から考えるおうちの未来」はどの程度配布されているのか、反響と併せて伺う。
- ⑨ 空き家対策総合相談窓口設置以降の相談件数と内容を伺う。
- ⑩ 上記窓口は NPO と民間が 1 つずつであるが他に参入する団体企業はないのか伺う。
- ⑪ 田無駅そばにある「無料不動産相談所」における市内不動産相談について件数や相談内容については把握されているのか伺う。
- ⑫ 市民相談室における不動産、空き家相談件数と内容を伺う。
- ⑬ 西東京市においては本年 7 月 1 日に「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例」が施行されたが当市の今後についての対策はどのように進めていくのか伺う。
- ⑭ 様々な事情で生産緑地が宅地化される反面、空き家も諸般の事情で増加していくことは想像に難しくないところである。特に管理の行き届かない空き家が増加することは周辺に与える影響もあり、西東京市のような条例制定を含めて早急に対応策を構築することが望まれるが市長の見解を伺う。